

○令和8年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表（令和8年度版）【保険料調整制度適用】

厚生年金保険料率：平成29年9月分 ～ 適用

利用開始から通算して1～24カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				2.4%			
				厚生年金保険料率			
				15.900%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	13,992.00	11,022.00	2,970.00	4,026.00
2	98,000	93,000	101,000	15,582.00	11,377.80	4,204.20	3,587.00
3	104,000	101,000	107,000	16,536.00	10,932.48	5,603.52	2,664.00
4	110,000	107,000	114,000	17,490.00	10,556.70	6,933.30	1,812.00
5	118,000	114,000	122,000	18,762.00	10,460.70	8,301.30	1,080.00
6	126,000	122,000	130,000	20,034.00	10,478.16	9,555.84	461.00

(単位:円)

利用開始から通算して25～36カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				2.4%			
				厚生年金保険料率			
				15.900%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	13,992.00	9,009.00	4,983.00	2,013.00
2	98,000	93,000	101,000	15,582.00	9,584.40	5,997.60	1,793.00
3	104,000	101,000	107,000	16,536.00	9,600.24	6,935.76	1,332.00
4	110,000	107,000	114,000	17,490.00	9,650.85	7,839.15	906.00
5	118,000	114,000	122,000	18,762.00	9,920.85	8,841.15	540.00
6	126,000	122,000	130,000	20,034.00	10,247.58	9,786.42	231.00

(単位:円)

※平成29年9月分（10月納付分）から、一般の被保険者と坑内員の被保険者の方の厚生年金保険料率が同率となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について
厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般・坑内員の被保険者の方の本来の保険料率である「18.300%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※令和8年4月分からの子ども・子育て拠出金率は、1,000分の3.6（0.36%）となります。

[参考]令和7年4月分～令和8年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）
令和6年4月分～令和7年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

※厚生年金基金に加入している事業所が保険料調整制度を利用した場合の保険料調整額等について
厚生年金基金に加入している事業所であっても、対象被保険者の保険料調整額は、通常の事業所と変わりません。
厚生年金基金に加入している事業所の場合、厚生年金基金が徴収する代行給付部分における保険料軽減額相当分を含めて、国（機構）が徴収する厚生年金保険料において調整することとなることから、保険料調整制度を利用した場合の厚生年金保険料額の事業主負担額・被保険者負担額は、以下の計算式による額となります。
事業主負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2＋（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
被保険者負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2－（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
【具体例】本来の保険料率18.3%、免除保険料率5.0%、標準報酬月額8.8万円の被保険者（保険料軽減割合25%）の場合
事業主負担額：88,000円×13.300%×（1/2＋（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝9,878.00円
被保険者負担額：88,000円×13.300%×（1/2－（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝1,826.00円
結果として、厚生年金基金に加入している事業所において本来国（機構）が徴収する保険料額から、上記の表における保険料調整額を差し引いた額が、厚生年金基金に加入している事業所における保険料調整制度を利用した場合の被保険者負担額（国（機構）徴収分）となります。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくこととなります。
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
- ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○令和8年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表（令和8年度版）【保険料調整制度適用】

厚生年金保険料率：平成29年9月分 ～ 適用

利用開始から通算して1～24カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				2.5%			
				厚生年金保険料率			
				15.800%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	13,904.00	10,978.00	2,926.00	4,026.00
2	98,000	93,000	101,000	15,484.00	11,328.80	4,155.20	3,587.00
3	104,000	101,000	107,000	16,432.00	10,880.48	5,551.52	2,664.00
4	110,000	107,000	114,000	17,380.00	10,501.70	6,878.30	1,812.00
5	118,000	114,000	122,000	18,644.00	10,401.70	8,242.30	1,080.00
6	126,000	122,000	130,000	19,908.00	10,415.16	9,492.84	461.00

(単位:円)

利用開始から通算して25～36カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				2.5%			
				厚生年金保険料率			
				15.800%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	13,904.00	8,965.00	4,939.00	2,013.00
2	98,000	93,000	101,000	15,484.00	9,535.40	5,948.60	1,793.00
3	104,000	101,000	107,000	16,432.00	9,548.24	6,883.76	1,332.00
4	110,000	107,000	114,000	17,380.00	9,595.85	7,784.15	906.00
5	118,000	114,000	122,000	18,644.00	9,861.85	8,782.15	540.00
6	126,000	122,000	130,000	19,908.00	10,184.58	9,723.42	231.00

(単位:円)

※平成29年9月分（10月納付分）から、一般の被保険者と坑内員の被保険者の方の厚生年金保険料率が同率となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について
厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般・坑内員の被保険者の方の本来の保険料率である「18.300%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※令和8年4月分からの子ども・子育て拠出金率は、1,000分の3.6（0.36%）となります。

[参考]令和7年4月分～令和8年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）
令和6年4月分～令和7年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

※厚生年金基金に加入している事業所が保険料調整制度を利用した場合の保険料調整額等について
厚生年金基金に加入している事業所であっても、対象被保険者の保険料調整額は、通常の事業所と変わりません。
厚生年金基金に加入している事業所の場合、厚生年金基金が徴収する代行給付部分における保険料軽減額相当分を含めて、国（機構）が徴収する厚生年金保険料において調整することとなることから、保険料調整制度を利用した場合の厚生年金保険料額の事業主負担額・被保険者負担額は、以下の計算式による額となります。
事業主負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2＋（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
被保険者負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2－（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
【具体例】本来の保険料率18.3%、免除保険料率5.0%、標準報酬月額8.8万円の被保険者（保険料軽減割合25%）の場合
事業主負担額：88,000円×13.300%×（1/2＋（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝9,878.00円
被保険者負担額：88,000円×13.300%×（1/2－（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝1,826.00円
結果として、厚生年金基金に加入している事業所において本来国（機構）が徴収する保険料額から、上記の表における保険料調整額を差し引いた額が、厚生年金基金に加入している事業所における保険料調整制度を利用した場合の被保険者負担額（国（機構）徴収分）となります。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくこととなります。
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
- ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○令和8年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表（令和8年度版）【保険料調整制度適用】

厚生年金保険料率：平成29年9月分 ～ 適用

利用開始から通算して1～24カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				2.6%			
				厚生年金保険料率			
				15.700%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	13,816.00	10,934.00	2,882.00	4,026.00
2	98,000	93,000	101,000	15,386.00	11,279.80	4,106.20	3,587.00
3	104,000	101,000	107,000	16,328.00	10,828.48	5,499.52	2,664.00
4	110,000	107,000	114,000	17,270.00	10,446.70	6,823.30	1,812.00
5	118,000	114,000	122,000	18,526.00	10,342.70	8,183.30	1,080.00
6	126,000	122,000	130,000	19,782.00	10,352.16	9,429.84	461.00

(単位:円)

利用開始から通算して25～36カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				2.6%			
				厚生年金保険料率			
				15.700%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	13,816.00	8,921.00	4,895.00	2,013.00
2	98,000	93,000	101,000	15,386.00	9,486.40	5,899.60	1,793.00
3	104,000	101,000	107,000	16,328.00	9,496.24	6,831.76	1,332.00
4	110,000	107,000	114,000	17,270.00	9,540.85	7,729.15	906.00
5	118,000	114,000	122,000	18,526.00	9,802.85	8,723.15	540.00
6	126,000	122,000	130,000	19,782.00	10,121.58	9,660.42	231.00

(単位:円)

※平成29年9月分（10月納付分）から、一般の被保険者と坑内員の被保険者の方の厚生年金保険料率が同率となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について
厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般・坑内員の被保険者の方の本来の保険料率である「18.300%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※令和8年4月分からの子ども・子育て拠出金率は、1,000分の3.6（0.36%）となります。

[参考]令和7年4月分～令和8年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）
令和6年4月分～令和7年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

※厚生年金基金に加入している事業所が保険料調整制度を利用した場合の保険料調整額等について
厚生年金基金に加入している事業所であっても、対象被保険者の保険料調整額は、通常の事業所と変わりません。
厚生年金基金に加入している事業所の場合、厚生年金基金が徴収する代行給付部分における保険料軽減額相当分を含めて、国（機構）が徴収する厚生年金保険料において調整することとなることから、保険料調整制度を利用した場合の厚生年金保険料額の事業主負担額・被保険者負担額は、以下の計算式による額となります。
事業主負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2＋（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
被保険者負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2－（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
【具体例】本来の保険料率18.3%、免除保険料率5.0%、標準報酬月額8.8万円の被保険者（保険料軽減割合25%）の場合
事業主負担額：88,000円×13.300%×（1/2＋（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝9,878.00円
被保険者負担額：88,000円×13.300%×（1/2－（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝1,826.00円
結果として、厚生年金基金に加入している事業所において本来国（機構）が徴収する保険料額から、上記の表における保険料調整額を差し引いた額が、厚生年金基金に加入している事業所における保険料調整制度を利用した場合の被保険者負担額（国（機構）徴収分）となります。

○賞与に係る保険料について
賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について
厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくこととなります。
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について
①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について
納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○令和8年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表（令和8年度版）【保険料調整制度適用】

厚生年金保険料率：平成29年9月分 ～ 適用

利用開始から通算して1～24カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				2.7%			
				厚生年金保険料率			
				15.600%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	13,728.00	10,890.00	2,838.00	4,026.00
2	98,000	93,000	101,000	15,288.00	11,230.80	4,057.20	3,587.00
3	104,000	101,000	107,000	16,224.00	10,776.48	5,447.52	2,664.00
4	110,000	107,000	114,000	17,160.00	10,391.70	6,768.30	1,812.00
5	118,000	114,000	122,000	18,408.00	10,283.70	8,124.30	1,080.00
6	126,000	122,000	130,000	19,656.00	10,289.16	9,366.84	461.00

(単位:円)

利用開始から通算して25～36カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				2.7%			
				厚生年金保険料率			
				15.600%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	13,728.00	8,877.00	4,851.00	2,013.00
2	98,000	93,000	101,000	15,288.00	9,437.40	5,850.60	1,793.00
3	104,000	101,000	107,000	16,224.00	9,444.24	6,779.76	1,332.00
4	110,000	107,000	114,000	17,160.00	9,485.85	7,674.15	906.00
5	118,000	114,000	122,000	18,408.00	9,743.85	8,664.15	540.00
6	126,000	122,000	130,000	19,656.00	10,058.58	9,597.42	231.00

(単位:円)

※平成29年9月分（10月納付分）から、一般の被保険者と坑内員の被保険者の方の厚生年金保険料率が同率となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について
厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般・坑内員の被保険者の方の本来の保険料率である「18.300%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※令和8年4月分からの子ども・子育て拠出金率は、1,000分の3.6（0.36%）となります。

[参考]令和7年4月分～令和8年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）
令和6年4月分～令和7年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

※厚生年金基金に加入している事業所が保険料調整制度を利用した場合の保険料調整額等について
厚生年金基金に加入している事業所であっても、対象被保険者の保険料調整額は、通常の事業所と変わりません。
厚生年金基金に加入している事業所の場合、厚生年金基金が徴収する代行給付部分における保険料軽減額相当分を含めて、国（機構）が徴収する厚生年金保険料において調整することとなることから、保険料調整制度を利用した場合の厚生年金保険料額の事業主負担額・被保険者負担額は、以下の計算式による額となります。
事業主負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2＋（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
被保険者負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2－（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
【具体例】本来の保険料率18.3%、免除保険料率5.0%、標準報酬月額8.8万円の被保険者（保険料軽減割合25%）の場合
事業主負担額：88,000円×13.300%×（1/2＋（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝9,878.00円
被保険者負担額：88,000円×13.300%×（1/2－（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝1,826.00円
結果として、厚生年金基金に加入している事業所において本来国（機構）が徴収する保険料額から、上記の表における保険料調整額を差し引いた額が、厚生年金基金に加入している事業所における保険料調整制度を利用した場合の被保険者負担額（国（機構）徴収分）となります。

○賞与に係る保険料について
賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について
厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくこととなります。
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について
①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について
納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○令和8年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表（令和8年度版）【保険料調整制度適用】

厚生年金保険料率：平成29年9月分 ～ 適用

利用開始から通算して1～24カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				2.8%			
				厚生年金保険料率			
				15.500%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	13,640.00	10,846.00	2,794.00	4,026.00
2	98,000	93,000	101,000	15,190.00	11,181.80	4,008.20	3,587.00
3	104,000	101,000	107,000	16,120.00	10,724.48	5,395.52	2,664.00
4	110,000	107,000	114,000	17,050.00	10,336.70	6,713.30	1,812.00
5	118,000	114,000	122,000	18,290.00	10,224.70	8,065.30	1,080.00
6	126,000	122,000	130,000	19,530.00	10,226.16	9,303.84	461.00

(単位:円)

利用開始から通算して25～36カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				2.8%			
				厚生年金保険料率			
				15.500%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	13,640.00	8,833.00	4,807.00	2,013.00
2	98,000	93,000	101,000	15,190.00	9,388.40	5,801.60	1,793.00
3	104,000	101,000	107,000	16,120.00	9,392.24	6,727.76	1,332.00
4	110,000	107,000	114,000	17,050.00	9,430.85	7,619.15	906.00
5	118,000	114,000	122,000	18,290.00	9,684.85	8,605.15	540.00
6	126,000	122,000	130,000	19,530.00	9,995.58	9,534.42	231.00

(単位:円)

※平成29年9月分（10月納付分）から、一般の被保険者と坑内員の被保険者の方の厚生年金保険料率が同率となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般・坑内員の被保険者の方の本来の保険料率である「18.300%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※令和8年4月分からの子ども・子育て拠出金率は、1,000分の3.6（0.36%）となります。

[参考]令和7年4月分～令和8年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

令和6年4月分～令和7年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

※厚生年金基金に加入している事業所が保険料調整制度を利用した場合の保険料調整額等について

厚生年金基金に加入している事業所であっても、対象被保険者の保険料調整額は、通常の事業所と変わりません。

厚生年金基金に加入している事業所の場合、厚生年金基金が徴収する代行給付部分における保険料軽減額相当分を含めて、国（機構）が徴収する

厚生年金保険料において調整することとなることから、保険料調整制度を利用した場合の厚生年金保険料額の事業主負担額・被保険者負担額は、以下の計算式による額となります。

事業主負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2＋（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））

被保険者負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2－（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））

【具体例】本来の保険料率18.3%、免除保険料率5.0%、標準報酬月額8.8万円の被保険者（保険料軽減割合25%）の場合

事業主負担額：88,000円×13.300%×（1/2＋（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝9,878.00円

被保険者負担額：88,000円×13.300%×（1/2－（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝1,826.00円

結果として、厚生年金基金に加入している事業所において本来国（機構）が徴収する保険料額から、上記の表における保険料調整額を差し引いた額が、

厚生年金基金に加入している事業所における保険料調整制度を利用した場合の被保険者負担額（国（機構）徴収分）となります。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額になります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額になります。

○令和8年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表（令和8年度版）【保険料調整制度適用】

厚生年金保険料率：平成29年9月分 ～ 適用

利用開始から通算して1～24カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				2.9%			
				厚生年金保険料率			
				15.400%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	13,552.00	10,802.00	2,750.00	4,026.00
2	98,000	93,000	101,000	15,092.00	11,132.80	3,959.20	3,587.00
3	104,000	101,000	107,000	16,016.00	10,672.48	5,343.52	2,664.00
4	110,000	107,000	114,000	16,940.00	10,281.70	6,658.30	1,812.00
5	118,000	114,000	122,000	18,172.00	10,165.70	8,006.30	1,080.00
6	126,000	122,000	130,000	19,404.00	10,163.16	9,240.84	461.00

(単位:円)

利用開始から通算して25～36カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				2.9%			
				厚生年金保険料率			
				15.400%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	13,552.00	8,789.00	4,763.00	2,013.00
2	98,000	93,000	101,000	15,092.00	9,339.40	5,752.60	1,793.00
3	104,000	101,000	107,000	16,016.00	9,340.24	6,675.76	1,332.00
4	110,000	107,000	114,000	16,940.00	9,375.85	7,564.15	906.00
5	118,000	114,000	122,000	18,172.00	9,625.85	8,546.15	540.00
6	126,000	122,000	130,000	19,404.00	9,932.58	9,471.42	231.00

(単位:円)

※平成29年9月分（10月納付分）から、一般の被保険者と坑内員の被保険者の方の厚生年金保険料率が同率となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について
厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般・坑内員の被保険者の方の本来の保険料率である「18.300%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※令和8年4月分からの子ども・子育て拠出金率は、1,000分の3.6（0.36%）となります。

[参考]令和7年4月分～令和8年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）
令和6年4月分～令和7年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

※厚生年金基金に加入している事業所が保険料調整制度を利用した場合の保険料調整額等について
厚生年金基金に加入している事業所であっても、対象被保険者の保険料調整額は、通常の事業所と変わりません。
厚生年金基金に加入している事業所の場合、厚生年金基金が徴収する代行給付部分における保険料軽減額相当分を含めて、国（機構）が徴収する厚生年金保険料において調整することとなることから、保険料調整制度を利用した場合の厚生年金保険料額の事業主負担額・被保険者負担額は、以下の計算式による額となります。
事業主負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2＋（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
被保険者負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2－（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
【具体例】本来の保険料率18.3%、免除保険料率5.0%、標準報酬月額8.8万円の被保険者（保険料軽減割合25%）の場合
事業主負担額：88,000円×13.300%×（1/2＋（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝9,878.00円
被保険者負担額：88,000円×13.300%×（1/2－（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝1,826.00円
結果として、厚生年金基金に加入している事業所において本来国（機構）が徴収する保険料額から、上記の表における保険料調整額を差し引いた額が、厚生年金基金に加入している事業所における保険料調整制度を利用した場合の被保険者負担額（国（機構）徴収分）となります。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくこととなります。
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
- ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○令和8年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表（令和8年度版）【保険料調整制度適用】

厚生年金保険料率：平成29年9月分 ～ 適用

利用開始から通算して1～24カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				3.0%			
				厚生年金保険料率			
				15.300%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	13,464.00	10,758.00	2,706.00	4,026.00
2	98,000	93,000	101,000	14,994.00	11,083.80	3,910.20	3,587.00
3	104,000	101,000	107,000	15,912.00	10,620.48	5,291.52	2,664.00
4	110,000	107,000	114,000	16,830.00	10,226.70	6,603.30	1,812.00
5	118,000	114,000	122,000	18,054.00	10,106.70	7,947.30	1,080.00
6	126,000	122,000	130,000	19,278.00	10,100.16	9,177.84	461.00

(単位:円)

利用開始から通算して25～36カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				3.0%			
				厚生年金保険料率			
				15.300%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	13,464.00	8,745.00	4,719.00	2,013.00
2	98,000	93,000	101,000	14,994.00	9,290.40	5,703.60	1,793.00
3	104,000	101,000	107,000	15,912.00	9,288.24	6,623.76	1,332.00
4	110,000	107,000	114,000	16,830.00	9,320.85	7,509.15	906.00
5	118,000	114,000	122,000	18,054.00	9,566.85	8,487.15	540.00
6	126,000	122,000	130,000	19,278.00	9,869.58	9,408.42	231.00

(単位:円)

※平成29年9月分（10月納付分）から、一般の被保険者と坑内員の被保険者の方の厚生年金保険料率が同率となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について
厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般・坑内員の被保険者の方の本来の保険料率である「18.300%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※令和8年4月分からの子ども・子育て拠出金率は、1,000分の3.6（0.36%）となります。

[参考]令和7年4月分～令和8年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）
令和6年4月分～令和7年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

※厚生年金基金に加入している事業所が保険料調整制度を利用した場合の保険料調整額等について
厚生年金基金に加入している事業所であっても、対象被保険者の保険料調整額は、通常の事業所と変わりません。
厚生年金基金に加入している事業所の場合、厚生年金基金が徴収する代行給付部分における保険料軽減額相当分を含めて、国（機構）が徴収する厚生年金保険料において調整することとなることから、保険料調整制度を利用した場合の厚生年金保険料額の事業主負担額・被保険者負担額は、以下の計算式による額となります。
事業主負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2＋（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
被保険者負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2－（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
【具体例】本来の保険料率18.3%、免除保険料率5.0%、標準報酬月額8.8万円の被保険者（保険料軽減割合25%）の場合
事業主負担額：88,000円×13.300%×（1/2＋（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝9,878.00円
被保険者負担額：88,000円×13.300%×（1/2－（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝1,826.00円
結果として、厚生年金基金に加入している事業所において本来国（機構）が徴収する保険料額から、上記の表における保険料調整額を差し引いた額が、厚生年金基金に加入している事業所における保険料調整制度を利用した場合の被保険者負担額（国（機構）徴収分）となります。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくこととなります。
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
- ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○令和8年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表（令和8年度版）【保険料調整制度適用】

厚生年金保険料率：平成29年9月分 ～ 適用

利用開始から通算して1～24カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				3.1%			
				厚生年金保険料率			
				15.200%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	13,376.00	10,714.00	2,662.00	4,026.00
2	98,000	93,000	101,000	14,896.00	11,034.80	3,861.20	3,587.00
3	104,000	101,000	107,000	15,808.00	10,568.48	5,239.52	2,664.00
4	110,000	107,000	114,000	16,720.00	10,171.70	6,548.30	1,812.00
5	118,000	114,000	122,000	17,936.00	10,047.70	7,888.30	1,080.00
6	126,000	122,000	130,000	19,152.00	10,037.16	9,114.84	461.00

(単位:円)

利用開始から通算して25～36カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				3.1%			
				厚生年金保険料率			
				15.200%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	13,376.00	8,701.00	4,675.00	2,013.00
2	98,000	93,000	101,000	14,896.00	9,241.40	5,654.60	1,793.00
3	104,000	101,000	107,000	15,808.00	9,236.24	6,571.76	1,332.00
4	110,000	107,000	114,000	16,720.00	9,265.85	7,454.15	906.00
5	118,000	114,000	122,000	17,936.00	9,507.85	8,428.15	540.00
6	126,000	122,000	130,000	19,152.00	9,806.58	9,345.42	231.00

(単位:円)

※平成29年9月分（10月納付分）から、一般の被保険者と坑内員の被保険者の方の厚生年金保険料率が同率となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般・坑内員の被保険者の方の本来の保険料率である「18.300%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※令和8年4月分からの子ども・子育て拠出金率は、1,000分の3.6（0.36%）となります。

[参考]令和7年4月分～令和8年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

令和6年4月分～令和7年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

※厚生年金基金に加入している事業所が保険料調整制度を利用した場合の保険料調整額等について

厚生年金基金に加入している事業所であっても、対象被保険者の保険料調整額は、通常の事業所と変わりません。

厚生年金基金に加入している事業所の場合、厚生年金基金が徴収する代行給付部分における保険料軽減額相当分を含めて、国（機構）が徴収する

厚生年金保険料において調整することとなることから、保険料調整制度を利用した場合の厚生年金保険料額の事業主負担額・被保険者負担額は、以下の計算式による額となります。

事業主負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2＋（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））

被保険者負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2－（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））

【具体例】本来の保険料率18.3%、免除保険料率5.0%、標準報酬月額8.8万円の被保険者（保険料軽減割合25%）の場合

事業主負担額：88,000円×13.300%×（1/2＋（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝9,878.00円

被保険者負担額：88,000円×13.300%×（1/2－（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝1,826.00円

結果として、厚生年金基金に加入している事業所において本来国（機構）が徴収する保険料額から、上記の表における保険料調整額を差し引いた額が、厚生年金基金に加入している事業所における保険料調整制度を利用した場合の被保険者負担額（国（機構）徴収分）となります。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくこととなります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○令和8年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表（令和8年度版）【保険料調整制度適用】

厚生年金保険料率：平成29年9月分 ～ 適用

利用開始から通算して1～24カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				3.2%			
				厚生年金保険料率			
				15.100%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	13,288.00	10,670.00	2,618.00	4,026.00
2	98,000	93,000	101,000	14,798.00	10,985.80	3,812.20	3,587.00
3	104,000	101,000	107,000	15,704.00	10,516.48	5,187.52	2,664.00
4	110,000	107,000	114,000	16,610.00	10,116.70	6,493.30	1,812.00
5	118,000	114,000	122,000	17,818.00	9,988.70	7,829.30	1,080.00
6	126,000	122,000	130,000	19,026.00	9,974.16	9,051.84	461.00

(単位:円)

利用開始から通算して25～36カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				3.2%			
				厚生年金保険料率			
				15.100%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	13,288.00	8,657.00	4,631.00	2,013.00
2	98,000	93,000	101,000	14,798.00	9,192.40	5,605.60	1,793.00
3	104,000	101,000	107,000	15,704.00	9,184.24	6,519.76	1,332.00
4	110,000	107,000	114,000	16,610.00	9,210.85	7,399.15	906.00
5	118,000	114,000	122,000	17,818.00	9,448.85	8,369.15	540.00
6	126,000	122,000	130,000	19,026.00	9,743.58	9,282.42	231.00

(単位:円)

※平成29年9月分（10月納付分）から、一般の被保険者と坑内員の被保険者の方の厚生年金保険料率が同率となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について
厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般・坑内員の被保険者の方の本来の保険料率である「18.300%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※令和8年4月分からの子ども・子育て拠出金率は、1,000分の3.6（0.36%）となります。

[参考]令和7年4月分～令和8年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）
令和6年4月分～令和7年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

※厚生年金基金に加入している事業所が保険料調整制度を利用した場合の保険料調整額等について
厚生年金基金に加入している事業所であっても、対象被保険者の保険料調整額は、通常の事業所と変わりません。
厚生年金基金に加入している事業所の場合、厚生年金基金が徴収する代行給付部分における保険料軽減額相当分を含めて、国（機構）が徴収する厚生年金保険料において調整することとなることから、保険料調整制度を利用した場合の厚生年金保険料額の事業主負担額・被保険者負担額は、以下の計算式による額となります。
事業主負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2＋（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
被保険者負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2－（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
【具体例】本来の保険料率18.3%、免除保険料率5.0%、標準報酬月額8.8万円の被保険者（保険料軽減割合25%）の場合
事業主負担額：88,000円×13.300%×（1/2＋（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝9,878.00円
被保険者負担額：88,000円×13.300%×（1/2－（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝1,826.00円
結果として、厚生年金基金に加入している事業所において本来国（機構）が徴収する保険料額から、上記の表における保険料調整額を差し引いた額が、厚生年金基金に加入している事業所における保険料調整制度を利用した場合の被保険者負担額（国（機構）徴収分）となります。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくこととなります。
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
- ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○令和8年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表（令和8年度版）【保険料調整制度適用】

厚生年金保険料率：平成29年9月分 ～ 適用

利用開始から通算して1～24カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				3.3%			
				厚生年金保険料率			
				15.000%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	13,200.00	10,626.00	2,574.00	4,026.00
2	98,000	93,000	101,000	14,700.00	10,936.80	3,763.20	3,587.00
3	104,000	101,000	107,000	15,600.00	10,464.48	5,135.52	2,664.00
4	110,000	107,000	114,000	16,500.00	10,061.70	6,438.30	1,812.00
5	118,000	114,000	122,000	17,700.00	9,929.70	7,770.30	1,080.00
6	126,000	122,000	130,000	18,900.00	9,911.16	8,988.84	461.00

(単位:円)

利用開始から通算して25～36カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				3.3%			
				厚生年金保険料率			
				15.000%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	13,200.00	8,613.00	4,587.00	2,013.00
2	98,000	93,000	101,000	14,700.00	9,143.40	5,556.60	1,793.00
3	104,000	101,000	107,000	15,600.00	9,132.24	6,467.76	1,332.00
4	110,000	107,000	114,000	16,500.00	9,155.85	7,344.15	906.00
5	118,000	114,000	122,000	17,700.00	9,389.85	8,310.15	540.00
6	126,000	122,000	130,000	18,900.00	9,680.58	9,219.42	231.00

(単位:円)

※平成29年9月分（10月納付分）から、一般の被保険者と坑内員の被保険者の方の厚生年金保険料率が同率となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について
厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般・坑内員の被保険者の方の本来の保険料率である「18.300%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※令和8年4月分からの子ども・子育て拠出金率は、1,000分の3.6（0.36%）となります。

[参考]令和7年4月分～令和8年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）
令和6年4月分～令和7年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

※厚生年金基金に加入している事業所が保険料調整制度を利用した場合の保険料調整額等について
厚生年金基金に加入している事業所であっても、対象被保険者の保険料調整額は、通常の事業所と変わりません。
厚生年金基金に加入している事業所の場合、厚生年金基金が徴収する代行給付部分における保険料軽減額相当分を含めて、国（機構）が徴収する厚生年金保険料において調整することとなることから、保険料調整制度を利用した場合の厚生年金保険料額の事業主負担額・被保険者負担額は、以下の計算式による額となります。
事業主負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2＋（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
被保険者負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2－（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
【具体例】本来の保険料率18.3%、免除保険料率5.0%、標準報酬月額8.8万円の被保険者（保険料軽減割合25%）の場合
事業主負担額：88,000円×13.300%×（1/2＋（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝9,878.00円
被保険者負担額：88,000円×13.300%×（1/2－（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝1,826.00円
結果として、厚生年金基金に加入している事業所において本来国（機構）が徴収する保険料額から、上記の表における保険料調整額を差し引いた額が、厚生年金基金に加入している事業所における保険料調整制度を利用した場合の被保険者負担額（国（機構）徴収分）となります。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくこととなります。
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○令和8年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表（令和8年度版）【保険料調整制度適用】

厚生年金保険料率：平成29年9月分 ～ 適用

利用開始から通算して1～24カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				3.4%			
				厚生年金保険料率			
				14.900%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	13,112.00	10,582.00	2,530.00	4,026.00
2	98,000	93,000	101,000	14,602.00	10,887.80	3,714.20	3,587.00
3	104,000	101,000	107,000	15,496.00	10,412.48	5,083.52	2,664.00
4	110,000	107,000	114,000	16,390.00	10,006.70	6,383.30	1,812.00
5	118,000	114,000	122,000	17,582.00	9,870.70	7,711.30	1,080.00
6	126,000	122,000	130,000	18,774.00	9,848.16	8,925.84	461.00

(単位:円)

利用開始から通算して25～36カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				3.4%			
				厚生年金保険料率			
				14.900%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	13,112.00	8,569.00	4,543.00	2,013.00
2	98,000	93,000	101,000	14,602.00	9,094.40	5,507.60	1,793.00
3	104,000	101,000	107,000	15,496.00	9,080.24	6,415.76	1,332.00
4	110,000	107,000	114,000	16,390.00	9,100.85	7,289.15	906.00
5	118,000	114,000	122,000	17,582.00	9,330.85	8,251.15	540.00
6	126,000	122,000	130,000	18,774.00	9,617.58	9,156.42	231.00

(単位:円)

※平成29年9月分（10月納付分）から、一般の被保険者と坑内員の被保険者の方の厚生年金保険料率が同率となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般・坑内員の被保険者の方の本来の保険料率である「18.300%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※令和8年4月分からの子ども・子育て拠出金率は、1,000分の3.6（0.36%）となります。

[参考]令和7年4月分～令和8年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

令和6年4月分～令和7年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

※厚生年金基金に加入している事業所が保険料調整制度を利用した場合の保険料調整額等について

厚生年金基金に加入している事業所であっても、対象被保険者の保険料調整額は、通常の事業所と変わりません。
厚生年金基金に加入している事業所の場合、厚生年金基金が徴収する代行給付部分における保険料軽減額相当分を含めて、国（機構）が徴収する厚生年金保険料において調整することとなることから、保険料調整制度を利用した場合の厚生年金保険料額の事業主負担額・被保険者負担額は、以下の計算式による額となります。
事業主負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2＋（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
被保険者負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2－（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
【具体例】本来の保険料率18.3%、免除保険料率5.0%、標準報酬月額8.8万円の被保険者（保険料軽減割合25%）の場合
事業主負担額：88,000円×13.300%×（1/2＋（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝9,878.00円
被保険者負担額：88,000円×13.300%×（1/2－（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝1,826.00円
結果として、厚生年金基金に加入している事業所において本来国（機構）が徴収する保険料額から、上記の表における保険料調整額を差し引いた額が、厚生年金基金に加入している事業所における保険料調整制度を利用した場合の被保険者負担額（国（機構）徴収分）となります。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
- ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額になります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額になります。

○令和8年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表（令和8年度版）【保険料調整制度適用】

厚生年金保険料率：平成29年9月分 ～ 適用

利用開始から通算して1～24カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				3.5%			
				厚生年金保険料率			
				14.800%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	13,024.00	10,538.00	2,486.00	4,026.00
2	98,000	93,000	101,000	14,504.00	10,838.80	3,665.20	3,587.00
3	104,000	101,000	107,000	15,392.00	10,360.48	5,031.52	2,664.00
4	110,000	107,000	114,000	16,280.00	9,951.70	6,328.30	1,812.00
5	118,000	114,000	122,000	17,464.00	9,811.70	7,652.30	1,080.00
6	126,000	122,000	130,000	18,648.00	9,785.16	8,862.84	461.00

(単位:円)

利用開始から通算して25～36カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				3.5%			
				厚生年金保険料率			
				14.800%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	13,024.00	8,525.00	4,499.00	2,013.00
2	98,000	93,000	101,000	14,504.00	9,045.40	5,458.60	1,793.00
3	104,000	101,000	107,000	15,392.00	9,028.24	6,363.76	1,332.00
4	110,000	107,000	114,000	16,280.00	9,045.85	7,234.15	906.00
5	118,000	114,000	122,000	17,464.00	9,271.85	8,192.15	540.00
6	126,000	122,000	130,000	18,648.00	9,554.58	9,093.42	231.00

(単位:円)

※平成29年9月分（10月納付分）から、一般の被保険者と坑内員の被保険者の方の厚生年金保険料率が同率となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について
厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般・坑内員の被保険者の方の本来の保険料率である「18.300%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※令和8年4月分からの子ども・子育て拠出金率は、1,000分の3.6（0.36%）となります。

[参考]令和7年4月分～令和8年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）
令和6年4月分～令和7年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

※厚生年金基金に加入している事業所が保険料調整制度を利用した場合の保険料調整額等について
厚生年金基金に加入している事業所であっても、対象被保険者の保険料調整額は、通常の事業所と変わりません。
厚生年金基金に加入している事業所の場合、厚生年金基金が徴収する代行給付部分における保険料軽減額相当分を含めて、国（機構）が徴収する厚生年金保険料において調整することとなることから、保険料調整制度を利用した場合の厚生年金保険料額の事業主負担額・被保険者負担額は、以下の計算式による額となります。
事業主負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2＋（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
被保険者負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2－（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
【具体例】本来の保険料率18.3%、免除保険料率5.0%、標準報酬月額8.8万円の被保険者（保険料軽減割合25%）の場合
事業主負担額：88,000円×13.300%×（1/2＋（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝9,878.00円
被保険者負担額：88,000円×13.300%×（1/2－（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝1,826.00円
結果として、厚生年金基金に加入している事業所において本来国（機構）が徴収する保険料額から、上記の表における保険料調整額を差し引いた額が、厚生年金基金に加入している事業所における保険料調整制度を利用した場合の被保険者負担額（国（機構）徴収分）となります。

○賞与に係る保険料について
賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について
厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について
①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について
納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額になります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額になります。

○令和8年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表（令和8年度版）【保険料調整制度適用】

厚生年金保険料率：平成29年9月分 ～ 適用

利用開始から通算して1～24カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				3.6%			
				厚生年金保険料率			
				14.700%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	12,936.00	10,494.00	2,442.00	4,026.00
2	98,000	93,000	101,000	14,406.00	10,789.80	3,616.20	3,587.00
3	104,000	101,000	107,000	15,288.00	10,308.48	4,979.52	2,664.00
4	110,000	107,000	114,000	16,170.00	9,896.70	6,273.30	1,812.00
5	118,000	114,000	122,000	17,346.00	9,752.70	7,593.30	1,080.00
6	126,000	122,000	130,000	18,522.00	9,722.16	8,799.84	461.00

(単位:円)

利用開始から通算して25～36カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				3.6%			
				厚生年金保険料率			
				14.700%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	12,936.00	8,481.00	4,455.00	2,013.00
2	98,000	93,000	101,000	14,406.00	8,996.40	5,409.60	1,793.00
3	104,000	101,000	107,000	15,288.00	8,976.24	6,311.76	1,332.00
4	110,000	107,000	114,000	16,170.00	8,990.85	7,179.15	906.00
5	118,000	114,000	122,000	17,346.00	9,212.85	8,133.15	540.00
6	126,000	122,000	130,000	18,522.00	9,491.58	9,030.42	231.00

(単位:円)

※平成29年9月分（10月納付分）から、一般の被保険者と坑内員の被保険者の方の厚生年金保険料率が同率となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般・坑内員の被保険者の方の本来の保険料率である「18.300%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※令和8年4月分からの子ども・子育て拠出金率は、1,000分の3.6（0.36%）となります。

[参考]令和7年4月分～令和8年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

令和6年4月分～令和7年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

※厚生年金基金に加入している事業所が保険料調整制度を利用した場合の保険料調整額等について

厚生年金基金に加入している事業所であっても、対象被保険者の保険料調整額は、通常の事業所と変わりません。

厚生年金基金に加入している事業所の場合、厚生年金基金が徴収する代行給付部分における保険料軽減額相当分を含めて、国（機構）が徴収する

厚生年金保険料において調整することとなることから、保険料調整制度を利用した場合の厚生年金保険料額の事業主負担額・被保険者負担額は、以下の計算式による額となります。

事業主負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2＋（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））

被保険者負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2－（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））

【具体例】本来の保険料率18.3%、免除保険料率5.0%、標準報酬月額8.8万円の被保険者（保険料軽減割合25%）の場合

事業主負担額：88,000円×13.300%×（1/2＋（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝9,878.00円

被保険者負担額：88,000円×13.300%×（1/2－（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝1,826.00円

結果として、厚生年金基金に加入している事業所において本来国（機構）が徴収する保険料額から、上記の表における保険料調整額を差し引いた額が、

厚生年金基金に加入している事業所における保険料調整制度を利用した場合の被保険者負担額（国（機構）徴収分）となります。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくこととなります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○令和8年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表（令和8年度版）【保険料調整制度適用】

厚生年金保険料率：平成29年9月分 ～ 適用

利用開始から通算して1～24カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				3.7%			
				厚生年金保険料率			
				14.600%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	12,848.00	10,450.00	2,398.00	4,026.00
2	98,000	93,000	101,000	14,308.00	10,740.80	3,567.20	3,587.00
3	104,000	101,000	107,000	15,184.00	10,256.48	4,927.52	2,664.00
4	110,000	107,000	114,000	16,060.00	9,841.70	6,218.30	1,812.00
5	118,000	114,000	122,000	17,228.00	9,693.70	7,534.30	1,080.00
6	126,000	122,000	130,000	18,396.00	9,659.16	8,736.84	461.00

(単位:円)

利用開始から通算して25～36カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				3.7%			
				厚生年金保険料率			
				14.600%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	12,848.00	8,437.00	4,411.00	2,013.00
2	98,000	93,000	101,000	14,308.00	8,947.40	5,360.60	1,793.00
3	104,000	101,000	107,000	15,184.00	8,924.24	6,259.76	1,332.00
4	110,000	107,000	114,000	16,060.00	8,935.85	7,124.15	906.00
5	118,000	114,000	122,000	17,228.00	9,153.85	8,074.15	540.00
6	126,000	122,000	130,000	18,396.00	9,428.58	8,967.42	231.00

(単位:円)

※平成29年9月分（10月納付分）から、一般の被保険者と坑内員の被保険者の方の厚生年金保険料率が同率となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について
厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般・坑内員の被保険者の方の本来の保険料率である「18.300%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※令和8年4月分からの子ども・子育て拠出金率は、1,000分の3.6（0.36%）となります。

[参考]令和7年4月分～令和8年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）
令和6年4月分～令和7年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

※厚生年金基金に加入している事業所が保険料調整制度を利用した場合の保険料調整額等について
厚生年金基金に加入している事業所であっても、対象被保険者の保険料調整額は、通常の事業所と変わりません。

厚生年金基金に加入している事業所の場合、厚生年金基金が徴収する代行給付部分における保険料軽減額相当分を含めて、国（機構）が徴収する厚生年金保険料において調整することとなることから、保険料調整制度を利用した場合の厚生年金保険料額の事業主負担額・被保険者負担額は、以下の計算式による額となります。

事業主負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2＋（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
被保険者負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2－（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））

【具体例】本来の保険料率18.3%、免除保険料率5.0%、標準報酬月額8.8万円の被保険者（保険料軽減割合25%）の場合
事業主負担額：88,000円×13.300%×（1/2＋（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝9,878.00円
被保険者負担額：88,000円×13.300%×（1/2－（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝1,826.00円

結果として、厚生年金基金に加入している事業所において本来国（機構）が徴収する保険料額から、上記の表における保険料調整額を差し引いた額が、厚生年金基金に加入している事業所における保険料調整制度を利用した場合の被保険者負担額（国（機構）徴収分）となります。

○賞与に係る保険料について
賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について
厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくこととなります。
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について
納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○令和8年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表（令和8年度版）【保険料調整制度適用】

厚生年金保険料率：平成29年9月分 ～ 適用

利用開始から通算して1～24カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				3.8%			
				厚生年金保険料率			
				14.500%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	12,760.00	10,406.00	2,354.00	4,026.00
2	98,000	93,000	101,000	14,210.00	10,691.80	3,518.20	3,587.00
3	104,000	101,000	107,000	15,080.00	10,204.48	4,875.52	2,664.00
4	110,000	107,000	114,000	15,950.00	9,786.70	6,163.30	1,812.00
5	118,000	114,000	122,000	17,110.00	9,634.70	7,475.30	1,080.00
6	126,000	122,000	130,000	18,270.00	9,596.16	8,673.84	461.00

(単位:円)

利用開始から通算して25～36カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				3.8%			
				厚生年金保険料率			
				14.500%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	12,760.00	8,393.00	4,367.00	2,013.00
2	98,000	93,000	101,000	14,210.00	8,898.40	5,311.60	1,793.00
3	104,000	101,000	107,000	15,080.00	8,872.24	6,207.76	1,332.00
4	110,000	107,000	114,000	15,950.00	8,880.85	7,069.15	906.00
5	118,000	114,000	122,000	17,110.00	9,094.85	8,015.15	540.00
6	126,000	122,000	130,000	18,270.00	9,365.58	8,904.42	231.00

(単位:円)

※平成29年9月分（10月納付分）から、一般の被保険者と坑内員の被保険者の方の厚生年金保険料率が同率となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般・坑内員の被保険者の方の本来の保険料率である「18.300%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※令和8年4月分からの子ども・子育て拠出金率は、1,000分の3.6（0.36%）となります。

[参考]令和7年4月分～令和8年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

令和6年4月分～令和7年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

※厚生年金基金に加入している事業所が保険料調整制度を利用した場合の保険料調整額等について

厚生年金基金に加入している事業所であっても、対象被保険者の保険料調整額は、通常の事業所と変わりません。

厚生年金基金に加入している事業所の場合、厚生年金基金が徴収する代行給付部分における保険料軽減額相当分を含めて、国（機構）が徴収する

厚生年金保険料において調整することとなることから、保険料調整制度を利用した場合の厚生年金保険料額の事業主負担額・被保険者負担額は、以下の計算式による額となります。

事業主負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2＋（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））

被保険者負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2－（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））

【具体例】本来の保険料率18.3%、免除保険料率5.0%、標準報酬月額8.8万円の被保険者（保険料軽減割合25%）の場合

事業主負担額：88,000円×13.300%×（1/2＋（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝9,878.00円

被保険者負担額：88,000円×13.300%×（1/2－（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝1,826.00円

結果として、厚生年金基金に加入している事業所において本来国（機構）が徴収する保険料額から、上記の表における保険料調整額を差し引いた額が、

厚生年金基金に加入している事業所における保険料調整制度を利用した場合の被保険者負担額（国（機構）徴収分）となります。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくこととなります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○令和8年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表（令和8年度版）【保険料調整制度適用】

厚生年金保険料率：平成29年9月分 ～ 適用

利用開始から通算して1～24カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				3.9%			
				厚生年金保険料率			
				14.400%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	12,672.00	10,362.00	2,310.00	4,026.00
2	98,000	93,000	101,000	14,112.00	10,642.80	3,469.20	3,587.00
3	104,000	101,000	107,000	14,976.00	10,152.48	4,823.52	2,664.00
4	110,000	107,000	114,000	15,840.00	9,731.70	6,108.30	1,812.00
5	118,000	114,000	122,000	16,992.00	9,575.70	7,416.30	1,080.00
6	126,000	122,000	130,000	18,144.00	9,533.16	8,610.84	461.00

(単位:円)

利用開始から通算して25～36カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				3.9%			
				厚生年金保険料率			
				14.400%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	12,672.00	8,349.00	4,323.00	2,013.00
2	98,000	93,000	101,000	14,112.00	8,849.40	5,262.60	1,793.00
3	104,000	101,000	107,000	14,976.00	8,820.24	6,155.76	1,332.00
4	110,000	107,000	114,000	15,840.00	8,825.85	7,014.15	906.00
5	118,000	114,000	122,000	16,992.00	9,035.85	7,956.15	540.00
6	126,000	122,000	130,000	18,144.00	9,302.58	8,841.42	231.00

(単位:円)

※平成29年9月分（10月納付分）から、一般の被保険者と坑内員の被保険者の方の厚生年金保険料率が同率となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について
厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般・坑内員の被保険者の方の本来の保険料率である「18.300%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※令和8年4月分からの子ども・子育て拠出金率は、1,000分の3.6（0.36%）となります。

[参考]令和7年4月分～令和8年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）
令和6年4月分～令和7年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

※厚生年金基金に加入している事業所が保険料調整制度を利用した場合の保険料調整額等について
厚生年金基金に加入している事業所であっても、対象被保険者の保険料調整額は、通常の事業所と変わりません。

厚生年金基金に加入している事業所の場合、厚生年金基金が徴収する代行給付部分における保険料軽減額相当分を含めて、国（機構）が徴収する厚生年金保険料において調整することとなることから、保険料調整制度を利用した場合の厚生年金保険料額の事業主負担額・被保険者負担額は、以下の計算式による額となります。

事業主負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2＋（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
被保険者負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2－（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
【具体例】本来の保険料率18.3%、免除保険料率5.0%、標準報酬月額8.8万円の被保険者（保険料軽減割合25%）の場合
事業主負担額：88,000円×13.300%×（1/2＋（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝9,878.00円
被保険者負担額：88,000円×13.300%×（1/2－（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝1,826.00円
結果として、厚生年金基金に加入している事業所において本来国（機構）が徴収する保険料額から、上記の表における保険料調整額を差し引いた額が、厚生年金基金に加入している事業所における保険料調整制度を利用した場合の被保険者負担額（国（機構）徴収分）となります。

○賞与に係る保険料について
賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について
厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について
①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について
納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額になります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額になります。

○令和8年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表（令和8年度版）【保険料調整制度適用】

厚生年金保険料率：平成29年9月分 ～ 適用

利用開始から通算して1～24カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				4.0%			
				厚生年金保険料率			
				14.300%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	12,584.00	10,318.00	2,266.00	4,026.00
2	98,000	93,000	101,000	14,014.00	10,593.80	3,420.20	3,587.00
3	104,000	101,000	107,000	14,872.00	10,100.48	4,771.52	2,664.00
4	110,000	107,000	114,000	15,730.00	9,676.70	6,053.30	1,812.00
5	118,000	114,000	122,000	16,874.00	9,516.70	7,357.30	1,080.00
6	126,000	122,000	130,000	18,018.00	9,470.16	8,547.84	461.00

(単位:円)

利用開始から通算して25～36カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				4.0%			
				厚生年金保険料率			
				14.300%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	12,584.00	8,305.00	4,279.00	2,013.00
2	98,000	93,000	101,000	14,014.00	8,800.40	5,213.60	1,793.00
3	104,000	101,000	107,000	14,872.00	8,768.24	6,103.76	1,332.00
4	110,000	107,000	114,000	15,730.00	8,770.85	6,959.15	906.00
5	118,000	114,000	122,000	16,874.00	8,976.85	7,897.15	540.00
6	126,000	122,000	130,000	18,018.00	9,239.58	8,778.42	231.00

(単位:円)

※平成29年9月分（10月納付分）から、一般の被保険者と坑内員の被保険者の方の厚生年金保険料率が同率となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について
厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般・坑内員の被保険者の方の本来の保険料率である「18.300%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※令和8年4月分からの子ども・子育て拠出金率は、1,000分の3.6（0.36%）となります。

[参考]令和7年4月分～令和8年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）
令和6年4月分～令和7年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

※厚生年金基金に加入している事業所が保険料調整制度を利用した場合の保険料調整額等について
厚生年金基金に加入している事業所であっても、対象被保険者の保険料調整額は、通常の事業所と変わりません。
厚生年金基金に加入している事業所の場合、厚生年金基金が徴収する代行給付部分における保険料軽減額相当分を含めて、国（機構）が徴収する厚生年金保険料において調整することとなることから、保険料調整制度を利用した場合の厚生年金保険料額の事業主負担額・被保険者負担額は、以下の計算式による額となります。
事業主負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2＋（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
被保険者負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2－（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
【具体例】本来の保険料率18.3%、免除保険料率5.0%、標準報酬月額8.8万円の被保険者（保険料軽減割合25%）の場合
事業主負担額：88,000円×13.300%×（1/2＋（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝9,878.00円
被保険者負担額：88,000円×13.300%×（1/2－（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝1,826.00円
結果として、厚生年金基金に加入している事業所において本来国（機構）が徴収する保険料額から、上記の表における保険料調整額を差し引いた額が、厚生年金基金に加入している事業所における保険料調整制度を利用した場合の被保険者負担額（国（機構）徴収分）となります。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくこととなります。
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○令和8年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表（令和8年度版）【保険料調整制度適用】

厚生年金保険料率：平成29年9月分 ～ 適用

利用開始から通算して1～24カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				4.1%			
				厚生年金保険料率			
				14.200%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	12,496.00	10,274.00	2,222.00	4,026.00
2	98,000	93,000	101,000	13,916.00	10,544.80	3,371.20	3,587.00
3	104,000	101,000	107,000	14,768.00	10,048.48	4,719.52	2,664.00
4	110,000	107,000	114,000	15,620.00	9,621.70	5,998.30	1,812.00
5	118,000	114,000	122,000	16,756.00	9,457.70	7,298.30	1,080.00
6	126,000	122,000	130,000	17,892.00	9,407.16	8,484.84	461.00

(単位:円)

利用開始から通算して25～36カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				4.1%			
				厚生年金保険料率			
				14.200%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	12,496.00	8,261.00	4,235.00	2,013.00
2	98,000	93,000	101,000	13,916.00	8,751.40	5,164.60	1,793.00
3	104,000	101,000	107,000	14,768.00	8,716.24	6,051.76	1,332.00
4	110,000	107,000	114,000	15,620.00	8,715.85	6,904.15	906.00
5	118,000	114,000	122,000	16,756.00	8,917.85	7,838.15	540.00
6	126,000	122,000	130,000	17,892.00	9,176.58	8,715.42	231.00

(単位:円)

※平成29年9月分（10月納付分）から、一般の被保険者と坑内員の被保険者の方の厚生年金保険料率が同率となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般・坑内員の被保険者の方の本来の保険料率である「18.300%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※令和8年4月分からの子ども・子育て拠出金率は、1,000分の3.6（0.36%）となります。

[参考]令和7年4月分～令和8年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

令和6年4月分～令和7年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

※厚生年金基金に加入している事業所が保険料調整制度を利用した場合の保険料調整額等について

厚生年金基金に加入している事業所であっても、対象被保険者の保険料調整額は、通常の事業所と変わりません。

厚生年金基金に加入している事業所の場合、厚生年金基金が徴収する代行給付部分における保険料軽減額相当分を含めて、国（機構）が徴収する

厚生年金保険料において調整することとなることから、保険料調整制度を利用した場合の厚生年金保険料額の事業主負担額・被保険者負担額は、以下の計算式による額となります。

事業主負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2＋（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））

被保険者負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2－（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））

【具体例】本来の保険料率18.3%、免除保険料率5.0%、標準報酬月額8.8万円の被保険者（保険料軽減割合25%）の場合

事業主負担額：88,000円×13.300%×（1/2＋（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝9,878.00円

被保険者負担額：88,000円×13.300%×（1/2－（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝1,826.00円

結果として、厚生年金基金に加入している事業所において本来国（機構）が徴収する保険料額から、上記の表における保険料調整額を差し引いた額が、

厚生年金基金に加入している事業所における保険料調整制度を利用した場合の被保険者負担額（国（機構）徴収分）となります。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくこととなります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○令和8年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表（令和8年度版）【保険料調整制度適用】

厚生年金保険料率：平成29年9月分 ～ 適用

利用開始から通算して1～24カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				4.2%			
				厚生年金保険料率			
				14.100%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	12,408.00	10,230.00	2,178.00	4,026.00
2	98,000	93,000	101,000	13,818.00	10,495.80	3,322.20	3,587.00
3	104,000	101,000	107,000	14,664.00	9,996.48	4,667.52	2,664.00
4	110,000	107,000	114,000	15,510.00	9,566.70	5,943.30	1,812.00
5	118,000	114,000	122,000	16,638.00	9,398.70	7,239.30	1,080.00
6	126,000	122,000	130,000	17,766.00	9,344.16	8,421.84	461.00

(単位:円)

利用開始から通算して25～36カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				4.2%			
				厚生年金保険料率			
				14.100%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	12,408.00	8,217.00	4,191.00	2,013.00
2	98,000	93,000	101,000	13,818.00	8,702.40	5,115.60	1,793.00
3	104,000	101,000	107,000	14,664.00	8,664.24	5,999.76	1,332.00
4	110,000	107,000	114,000	15,510.00	8,660.85	6,849.15	906.00
5	118,000	114,000	122,000	16,638.00	8,858.85	7,779.15	540.00
6	126,000	122,000	130,000	17,766.00	9,113.58	8,652.42	231.00

(単位:円)

※平成29年9月分（10月納付分）から、一般の被保険者と坑内員の被保険者の方の厚生年金保険料率が同率となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般・坑内員の被保険者の方の本来の保険料率である「18.300%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※令和8年4月分からの子ども・子育て拠出金率は、1,000分の3.6（0.36%）となります。

[参考]令和7年4月分～令和8年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

令和6年4月分～令和7年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

※厚生年金基金に加入している事業所が保険料調整制度を利用した場合の保険料調整額等について

厚生年金基金に加入している事業所であっても、対象被保険者の保険料調整額は、通常の事業所と変わりません。
厚生年金基金に加入している事業所の場合、厚生年金基金が徴収する代行給付部分における保険料軽減額相当分を含めて、国（機構）が徴収する厚生年金保険料において調整することとなることから、保険料調整制度を利用した場合の厚生年金保険料額の事業主負担額・被保険者負担額は、以下の計算式による額となります。
事業主負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2＋（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
被保険者負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2－（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
【具体例】本来の保険料率18.3%、免除保険料率5.0%、標準報酬月額8.8万円の被保険者（保険料軽減割合25%）の場合
事業主負担額：88,000円×13.300%×（1/2＋（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝9,878.00円
被保険者負担額：88,000円×13.300%×（1/2－（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝1,826.00円
結果として、厚生年金基金に加入している事業所において本来国（機構）が徴収する保険料額から、上記の表における保険料調整額を差し引いた額が、厚生年金基金に加入している事業所における保険料調整制度を利用した場合の被保険者負担額（国（機構）徴収分）となります。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額になります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額になります。

○令和8年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表（令和8年度版）【保険料調整制度適用】

厚生年金保険料率：平成29年9月分 ～ 適用

利用開始から通算して1～24カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				4.3%			
				厚生年金保険料率			
				14.000%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	12,320.00	10,186.00	2,134.00	4,026.00
2	98,000	93,000	101,000	13,720.00	10,446.80	3,273.20	3,587.00
3	104,000	101,000	107,000	14,560.00	9,944.48	4,615.52	2,664.00
4	110,000	107,000	114,000	15,400.00	9,511.70	5,888.30	1,812.00
5	118,000	114,000	122,000	16,520.00	9,339.70	7,180.30	1,080.00
6	126,000	122,000	130,000	17,640.00	9,281.16	8,358.84	461.00

(単位:円)

利用開始から通算して25～36カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				4.3%			
				厚生年金保険料率			
				14.000%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	12,320.00	8,173.00	4,147.00	2,013.00
2	98,000	93,000	101,000	13,720.00	8,653.40	5,066.60	1,793.00
3	104,000	101,000	107,000	14,560.00	8,612.24	5,947.76	1,332.00
4	110,000	107,000	114,000	15,400.00	8,605.85	6,794.15	906.00
5	118,000	114,000	122,000	16,520.00	8,799.85	7,720.15	540.00
6	126,000	122,000	130,000	17,640.00	9,050.58	8,589.42	231.00

(単位:円)

※平成29年9月分（10月納付分）から、一般の被保険者と坑内員の被保険者の方の厚生年金保険料率が同率となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について
厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般・坑内員の被保険者の方の本来の保険料率である「18.300%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※令和8年4月分からの子ども・子育て拠出金率は、1,000分の3.6（0.36%）となります。

[参考]令和7年4月分～令和8年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）
令和6年4月分～令和7年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

※厚生年金基金に加入している事業所が保険料調整制度を利用した場合の保険料調整額等について
厚生年金基金に加入している事業所であっても、対象被保険者の保険料調整額は、通常の事業所と変わりません。
厚生年金基金に加入している事業所の場合、厚生年金基金が徴収する代行給付部分における保険料軽減額相当分を含めて、国（機構）が徴収する厚生年金保険料において調整することとなることから、保険料調整制度を利用した場合の厚生年金保険料額の事業主負担額・被保険者負担額は、以下の計算式による額となります。
事業主負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2＋（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
被保険者負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2－（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
【具体例】本来の保険料率18.3%、免除保険料率5.0%、標準報酬月額8.8万円の被保険者（保険料軽減割合25%）の場合
事業主負担額：88,000円×13.300%×（1/2＋（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝9,878.00円
被保険者負担額：88,000円×13.300%×（1/2－（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝1,826.00円
結果として、厚生年金基金に加入している事業所において本来国（機構）が徴収する保険料額から、上記の表における保険料調整額を差し引いた額が、厚生年金基金に加入している事業所における保険料調整制度を利用した場合の被保険者負担額（国（機構）徴収分）となります。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくこととなります。
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
- ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○令和8年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表（令和8年度版）【保険料調整制度適用】

厚生年金保険料率：平成29年9月分 ～ 適用

利用開始から通算して1～24カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				4.4%			
				厚生年金保険料率			
				13.900%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	12,232.00	10,142.00	2,090.00	4,026.00
2	98,000	93,000	101,000	13,622.00	10,397.80	3,224.20	3,587.00
3	104,000	101,000	107,000	14,456.00	9,892.48	4,563.52	2,664.00
4	110,000	107,000	114,000	15,290.00	9,456.70	5,833.30	1,812.00
5	118,000	114,000	122,000	16,402.00	9,280.70	7,121.30	1,080.00
6	126,000	122,000	130,000	17,514.00	9,218.16	8,295.84	461.00

(単位:円)

利用開始から通算して25～36カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				4.4%			
				厚生年金保険料率			
				13.900%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	12,232.00	8,129.00	4,103.00	2,013.00
2	98,000	93,000	101,000	13,622.00	8,604.40	5,017.60	1,793.00
3	104,000	101,000	107,000	14,456.00	8,560.24	5,895.76	1,332.00
4	110,000	107,000	114,000	15,290.00	8,550.85	6,739.15	906.00
5	118,000	114,000	122,000	16,402.00	8,740.85	7,661.15	540.00
6	126,000	122,000	130,000	17,514.00	8,987.58	8,526.42	231.00

(単位:円)

※平成29年9月分（10月納付分）から、一般の被保険者と坑内員の被保険者の方の厚生年金保険料率が同率となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について
厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般・坑内員の被保険者の方の本来の保険料率である「18.300%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※令和8年4月分からの子ども・子育て拠出金率は、1,000分の3.6（0.36%）となります。

[参考]令和7年4月分～令和8年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）
令和6年4月分～令和7年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

※厚生年金基金に加入している事業所が保険料調整制度を利用した場合の保険料調整額等について
厚生年金基金に加入している事業所であっても、対象被保険者の保険料調整額は、通常の事業所と変わりません。
厚生年金基金に加入している事業所の場合、厚生年金基金が徴収する代行給付部分における保険料軽減額相当分を含めて、国（機構）が徴収する厚生年金保険料において調整することとなることから、保険料調整制度を利用した場合の厚生年金保険料額の事業主負担額・被保険者負担額は、以下の計算式による額となります。
事業主負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2＋（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
被保険者負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2－（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
【具体例】本来の保険料率18.3%、免除保険料率5.0%、標準報酬月額8.8万円の被保険者（保険料軽減割合25%）の場合
事業主負担額：88,000円×13.300%×（1/2＋（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝9,878.00円
被保険者負担額：88,000円×13.300%×（1/2－（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝1,826.00円
結果として、厚生年金基金に加入している事業所において本来国（機構）が徴収する保険料額から、上記の表における保険料調整額を差し引いた額が、厚生年金基金に加入している事業所における保険料調整制度を利用した場合の被保険者負担額（国（機構）徴収分）となります。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくこととなります。
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○令和8年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表（令和8年度版）【保険料調整制度適用】

厚生年金保険料率：平成29年9月分 ～ 適用

利用開始から通算して1～24カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				4.5%			
				厚生年金保険料率			
				13.800%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	12,144.00	10,098.00	2,046.00	4,026.00
2	98,000	93,000	101,000	13,524.00	10,348.80	3,175.20	3,587.00
3	104,000	101,000	107,000	14,352.00	9,840.48	4,511.52	2,664.00
4	110,000	107,000	114,000	15,180.00	9,401.70	5,778.30	1,812.00
5	118,000	114,000	122,000	16,284.00	9,221.70	7,062.30	1,080.00
6	126,000	122,000	130,000	17,388.00	9,155.16	8,232.84	461.00

(単位:円)

利用開始から通算して25～36カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				4.5%			
				厚生年金保険料率			
				13.800%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	12,144.00	8,085.00	4,059.00	2,013.00
2	98,000	93,000	101,000	13,524.00	8,555.40	4,968.60	1,793.00
3	104,000	101,000	107,000	14,352.00	8,508.24	5,843.76	1,332.00
4	110,000	107,000	114,000	15,180.00	8,495.85	6,684.15	906.00
5	118,000	114,000	122,000	16,284.00	8,681.85	7,602.15	540.00
6	126,000	122,000	130,000	17,388.00	8,924.58	8,463.42	231.00

(単位:円)

※平成29年9月分（10月納付分）から、一般の被保険者と坑内員の被保険者の方の厚生年金保険料率が同率となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について
厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般・坑内員の被保険者の方の本来の保険料率である「18.300%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※令和8年4月分からの子ども・子育て拠出金率は、1,000分の3.6（0.36%）となります。

[参考]令和7年4月分～令和8年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）
令和6年4月分～令和7年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

※厚生年金基金に加入している事業所が保険料調整制度を利用した場合の保険料調整額等について
厚生年金基金に加入している事業所であっても、対象被保険者の保険料調整額は、通常の事業所と変わりません。
厚生年金基金に加入している事業所の場合、厚生年金基金が徴収する代行給付部分における保険料軽減額相当分を含めて、国（機構）が徴収する厚生年金保険料において調整することとなることから、保険料調整制度を利用した場合の厚生年金保険料額の事業主負担額・被保険者負担額は、以下の計算式による額となります。
事業主負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2＋（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
被保険者負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2－（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
【具体例】本来の保険料率18.3%、免除保険料率5.0%、標準報酬月額8.8万円の被保険者（保険料軽減割合25%）の場合
事業主負担額：88,000円×13.300%×（1/2＋（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝9,878.00円
被保険者負担額：88,000円×13.300%×（1/2－（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝1,826.00円
結果として、厚生年金基金に加入している事業所において本来国（機構）が徴収する保険料額から、上記の表における保険料調整額を差し引いた額が、厚生年金基金に加入している事業所における保険料調整制度を利用した場合の被保険者負担額（国（機構）徴収分）となります。

○賞与に係る保険料について
賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について
厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について
①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について
納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額になります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額になります。

○令和8年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表（令和8年度版）【保険料調整制度適用】

厚生年金保険料率：平成29年9月分 ～ 適用

利用開始から通算して1～24カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				4.6%			
				厚生年金保険料率			
				13.700%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	12,056.00	10,054.00	2,002.00	4,026.00
2	98,000	93,000	101,000	13,426.00	10,299.80	3,126.20	3,587.00
3	104,000	101,000	107,000	14,248.00	9,788.48	4,459.52	2,664.00
4	110,000	107,000	114,000	15,070.00	9,346.70	5,723.30	1,812.00
5	118,000	114,000	122,000	16,166.00	9,162.70	7,003.30	1,080.00
6	126,000	122,000	130,000	17,262.00	9,092.16	8,169.84	461.00

(単位:円)

利用開始から通算して25～36カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				4.6%			
				厚生年金保険料率			
				13.700%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	12,056.00	8,041.00	4,015.00	2,013.00
2	98,000	93,000	101,000	13,426.00	8,506.40	4,919.60	1,793.00
3	104,000	101,000	107,000	14,248.00	8,456.24	5,791.76	1,332.00
4	110,000	107,000	114,000	15,070.00	8,440.85	6,629.15	906.00
5	118,000	114,000	122,000	16,166.00	8,622.85	7,543.15	540.00
6	126,000	122,000	130,000	17,262.00	8,861.58	8,400.42	231.00

(単位:円)

※平成29年9月分（10月納付分）から、一般の被保険者と坑内員の被保険者の方の厚生年金保険料率が同率となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般・坑内員の被保険者の方の本来の保険料率である「18.300%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※令和8年4月分からの子ども・子育て拠出金率は、1,000分の3.6（0.36%）となります。

[参考]令和7年4月分～令和8年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

令和6年4月分～令和7年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

※厚生年金基金に加入している事業所が保険料調整制度を利用した場合の保険料調整額等について

厚生年金基金に加入している事業所であっても、対象被保険者の保険料調整額は、通常の事業所と変わりません。

厚生年金基金に加入している事業所の場合、厚生年金基金が徴収する代行給付部分における保険料軽減額相当分を含めて、国（機構）が徴収する

厚生年金保険料において調整することとなることから、保険料調整制度を利用した場合の厚生年金保険料額の事業主負担額・被保険者負担額は、以下の計算式による額となります。

事業主負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2＋（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））

被保険者負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2－（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））

【具体例】本来の保険料率18.3%、免除保険料率5.0%、標準報酬月額8.8万円の被保険者（保険料軽減割合25%）の場合

事業主負担額：88,000円×13.300%×（1/2＋（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝9,878.00円

被保険者負担額：88,000円×13.300%×（1/2－（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝1,826.00円

結果として、厚生年金基金に加入している事業所において本来国（機構）が徴収する保険料額から、上記の表における保険料調整額を差し引いた額が、

厚生年金基金に加入している事業所における保険料調整制度を利用した場合の被保険者負担額（国（機構）徴収分）となります。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくこととなります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○令和8年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表（令和8年度版）【保険料調整制度適用】

厚生年金保険料率：平成29年9月分 ～ 適用

利用開始から通算して1～24カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				4.7%			
				厚生年金保険料率			
				13.600%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	11,968.00	10,010.00	1,958.00	4,026.00
2	98,000	93,000	101,000	13,328.00	10,250.80	3,077.20	3,587.00
3	104,000	101,000	107,000	14,144.00	9,736.48	4,407.52	2,664.00
4	110,000	107,000	114,000	14,960.00	9,291.70	5,668.30	1,812.00
5	118,000	114,000	122,000	16,048.00	9,103.70	6,944.30	1,080.00
6	126,000	122,000	130,000	17,136.00	9,029.16	8,106.84	461.00

(単位:円)

利用開始から通算して25～36カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				4.7%			
				厚生年金保険料率			
				13.600%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	11,968.00	7,997.00	3,971.00	2,013.00
2	98,000	93,000	101,000	13,328.00	8,457.40	4,870.60	1,793.00
3	104,000	101,000	107,000	14,144.00	8,404.24	5,739.76	1,332.00
4	110,000	107,000	114,000	14,960.00	8,385.85	6,574.15	906.00
5	118,000	114,000	122,000	16,048.00	8,563.85	7,484.15	540.00
6	126,000	122,000	130,000	17,136.00	8,798.58	8,337.42	231.00

(単位:円)

※平成29年9月分（10月納付分）から、一般の被保険者と坑内員の被保険者の方の厚生年金保険料率が同率となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般・坑内員の被保険者の方の本来の保険料率である「18.300%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※令和8年4月分からの子ども・子育て拠出金率は、1,000分の3.6（0.36%）となります。

[参考]令和7年4月分～令和8年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

令和6年4月分～令和7年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

※厚生年金基金に加入している事業所が保険料調整制度を利用した場合の保険料調整額等について

厚生年金基金に加入している事業所であっても、対象被保険者の保険料調整額は、通常の事業所と変わりません。

厚生年金基金に加入している事業所の場合、厚生年金基金が徴収する代行給付部分における保険料軽減額相当分を含めて、国（機構）が徴収する

厚生年金保険料において調整することとなることから、保険料調整制度を利用した場合の厚生年金保険料額の事業主負担額・被保険者負担額は、以下の計算式による額となります。

事業主負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2＋（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））

被保険者負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2－（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））

【具体例】本来の保険料率18.3%、免除保険料率5.0%、標準報酬月額8.8万円の被保険者（保険料軽減割合25%）の場合

事業主負担額：88,000円×13.300%×（1/2＋（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝9,878.00円

被保険者負担額：88,000円×13.300%×（1/2－（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝1,826.00円

結果として、厚生年金基金に加入している事業所において本来国（機構）が徴収する保険料額から、上記の表における保険料調整額を差し引いた額が、

厚生年金基金に加入している事業所における保険料調整制度を利用した場合の被保険者負担額（国（機構）徴収分）となります。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくこととなります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○令和8年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表（令和8年度版）【保険料調整制度適用】

厚生年金保険料率：平成29年9月分 ～ 適用

利用開始から通算して1～24カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				4.8%			
				厚生年金保険料率			
				13.500%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	11,880.00	9,966.00	1,914.00	4,026.00
2	98,000	93,000	101,000	13,230.00	10,201.80	3,028.20	3,587.00
3	104,000	101,000	107,000	14,040.00	9,684.48	4,355.52	2,664.00
4	110,000	107,000	114,000	14,850.00	9,236.70	5,613.30	1,812.00
5	118,000	114,000	122,000	15,930.00	9,044.70	6,885.30	1,080.00
6	126,000	122,000	130,000	17,010.00	8,966.16	8,043.84	461.00

(単位:円)

利用開始から通算して25～36カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				4.8%			
				厚生年金保険料率			
				13.500%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	11,880.00	7,953.00	3,927.00	2,013.00
2	98,000	93,000	101,000	13,230.00	8,408.40	4,821.60	1,793.00
3	104,000	101,000	107,000	14,040.00	8,352.24	5,687.76	1,332.00
4	110,000	107,000	114,000	14,850.00	8,330.85	6,519.15	906.00
5	118,000	114,000	122,000	15,930.00	8,504.85	7,425.15	540.00
6	126,000	122,000	130,000	17,010.00	8,735.58	8,274.42	231.00

(単位:円)

※平成29年9月分（10月納付分）から、一般の被保険者と坑内員の被保険者の方の厚生年金保険料率が同率となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について
厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般・坑内員の被保険者の方の本来の保険料率である「18.300%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※令和8年4月分からの子ども・子育て拠出金率は、1,000分の3.6（0.36%）となります。

[参考]令和7年4月分～令和8年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）
令和6年4月分～令和7年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

※厚生年金基金に加入している事業所が保険料調整制度を利用した場合の保険料調整額等について
厚生年金基金に加入している事業所であっても、対象被保険者の保険料調整額は、通常の事業所と変わりません。
厚生年金基金に加入している事業所の場合、厚生年金基金が徴収する代行給付部分における保険料軽減額相当分を含めて、国（機構）が徴収する厚生年金保険料において調整することとなることから、保険料調整制度を利用した場合の厚生年金保険料額の事業主負担額・被保険者負担額は、以下の計算式による額となります。
事業主負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2＋（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
被保険者負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2－（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
【具体例】本来の保険料率18.3%、免除保険料率5.0%、標準報酬月額8.8万円の被保険者（保険料軽減割合25%）の場合
事業主負担額：88,000円×13.300%×（1/2＋（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝9,878.00円
被保険者負担額：88,000円×13.300%×（1/2－（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝1,826.00円
結果として、厚生年金基金に加入している事業所において本来国（機構）が徴収する保険料額から、上記の表における保険料調整額を差し引いた額が、厚生年金基金に加入している事業所における保険料調整制度を利用した場合の被保険者負担額（国（機構）徴収分）となります。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
- ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額になります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額になります。

○令和8年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表（令和8年度版）【保険料調整制度適用】

厚生年金保険料率：平成29年9月分 ～ 適用

利用開始から通算して1～24カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				4.9%			
				厚生年金保険料率			
				13.400%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	11,792.00	9,922.00	1,870.00	4,026.00
2	98,000	93,000	101,000	13,132.00	10,152.80	2,979.20	3,587.00
3	104,000	101,000	107,000	13,936.00	9,632.48	4,303.52	2,664.00
4	110,000	107,000	114,000	14,740.00	9,181.70	5,558.30	1,812.00
5	118,000	114,000	122,000	15,812.00	8,985.70	6,826.30	1,080.00
6	126,000	122,000	130,000	16,884.00	8,903.16	7,980.84	461.00

(単位:円)

利用開始から通算して25～36カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				4.9%			
				厚生年金保険料率			
				13.400%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	11,792.00	7,909.00	3,883.00	2,013.00
2	98,000	93,000	101,000	13,132.00	8,359.40	4,772.60	1,793.00
3	104,000	101,000	107,000	13,936.00	8,300.24	5,635.76	1,332.00
4	110,000	107,000	114,000	14,740.00	8,275.85	6,464.15	906.00
5	118,000	114,000	122,000	15,812.00	8,445.85	7,366.15	540.00
6	126,000	122,000	130,000	16,884.00	8,672.58	8,211.42	231.00

(単位:円)

※平成29年9月分（10月納付分）から、一般の被保険者と坑内員の被保険者の方の厚生年金保険料率が同率となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について
厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般・坑内員の被保険者の方の本来の保険料率である「18.300%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※令和8年4月分からの子ども・子育て拠出金率は、1,000分の3.6（0.36%）となります。

[参考]令和7年4月分～令和8年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）
令和6年4月分～令和7年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

※厚生年金基金に加入している事業所が保険料調整制度を利用した場合の保険料調整額等について
厚生年金基金に加入している事業所であっても、対象被保険者の保険料調整額は、通常の事業所と変わりません。
厚生年金基金に加入している事業所の場合、厚生年金基金が徴収する代行給付部分における保険料軽減額相当分を含めて、国（機構）が徴収する厚生年金保険料において調整することとなることから、保険料調整制度を利用した場合の厚生年金保険料額の事業主負担額・被保険者負担額は、以下の計算式による額となります。
事業主負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2＋（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
被保険者負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2－（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
【具体例】本来の保険料率18.3%、免除保険料率5.0%、標準報酬月額8.8万円の被保険者（保険料軽減割合25%）の場合
事業主負担額：88,000円×13.300%×（1/2＋（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝9,878.00円
被保険者負担額：88,000円×13.300%×（1/2－（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝1,826.00円
結果として、厚生年金基金に加入している事業所において本来国（機構）が徴収する保険料額から、上記の表における保険料調整額を差し引いた額が、厚生年金基金に加入している事業所における保険料調整制度を利用した場合の被保険者負担額（国（機構）徴収分）となります。

○賞与に係る保険料について
賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について
厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくこととなります。
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について
①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について
納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○令和8年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表（令和8年度版）【保険料調整制度適用】

厚生年金保険料率：平成29年9月分 ～ 適用

利用開始から通算して1～24カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				5.0%			
				厚生年金保険料率			
				13.300%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	11,704.00	9,878.00	1,826.00	4,026.00
2	98,000	93,000	101,000	13,034.00	10,103.80	2,930.20	3,587.00
3	104,000	101,000	107,000	13,832.00	9,580.48	4,251.52	2,664.00
4	110,000	107,000	114,000	14,630.00	9,126.70	5,503.30	1,812.00
5	118,000	114,000	122,000	15,694.00	8,926.70	6,767.30	1,080.00
6	126,000	122,000	130,000	16,758.00	8,840.16	7,917.84	461.00

(単位:円)

利用開始から通算して25～36カ月目の場合

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般・坑内員の被保険者の方【保険料調整制度適用】							
標準報酬		報酬月額		免除保険料率			
				5.0%			
				厚生年金保険料率			
				13.300%			
等級	月額			全額	事業主負担額	被保険者負担額	保険料調整額
1	88,000	円以上	円未満	11,704.00	7,865.00	3,839.00	2,013.00
2	98,000	93,000	101,000	13,034.00	8,310.40	4,723.60	1,793.00
3	104,000	101,000	107,000	13,832.00	8,248.24	5,583.76	1,332.00
4	110,000	107,000	114,000	14,630.00	8,220.85	6,409.15	906.00
5	118,000	114,000	122,000	15,694.00	8,386.85	7,307.15	540.00
6	126,000	122,000	130,000	16,758.00	8,609.58	8,148.42	231.00

(単位:円)

※平成29年9月分（10月納付分）から、一般の被保険者と坑内員の被保険者の方の厚生年金保険料率が同率となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について
厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般・坑内員の被保険者の方の本来の保険料率である「18.300%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※令和8年4月分からの子ども・子育て拠出金率は、1,000分の3.6（0.36%）となります。

[参考]令和7年4月分～令和8年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）
令和6年4月分～令和7年3月分までの期間は1,000分の3.6（0.36%）

※厚生年金基金に加入している事業所が保険料調整制度を利用した場合の保険料調整額等について
厚生年金基金に加入している事業所であっても、対象被保険者の保険料調整額は、通常の事業所と変わりません。
厚生年金基金に加入している事業所の場合、厚生年金基金が徴収する代行給付部分における保険料軽減額相当分を含めて、国（機構）が徴収する厚生年金保険料において調整することとなることから、保険料調整制度を利用した場合の厚生年金保険料額の事業主負担額・被保険者負担額は、以下の計算式による額となります。
事業主負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2＋（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
被保険者負担額＝標準報酬月額×保険料率×（1/2－（本来の保険料率×保険料軽減割合）／（本来の保険料率－免除保険料率））
【具体例】本来の保険料率18.3%、免除保険料率5.0%、標準報酬月額8.8万円の被保険者（保険料軽減割合25%）の場合
事業主負担額：88,000円×13.300%×（1/2＋（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝9,878.00円
被保険者負担額：88,000円×13.300%×（1/2－（18.300%×25%）／（18.300%－5.0%））＝1,826.00円
結果として、厚生年金基金に加入している事業所において本来国（機構）が徴収する保険料額から、上記の表における保険料調整額を差し引いた額が、厚生年金基金に加入している事業所における保険料調整制度を利用した場合の被保険者負担額（国（機構）徴収分）となります。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくこととなります。
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。